

令和4年6月定例会 福祉保健医療委員会（急施議案）の概要

日時 令和4年6月17日（金） 開会 午前11時34分
閉会 正午

場所 第2委員会室

出席委員 細田善則委員長

高橋稔裕副委員長

永瀬秀樹委員、小久保憲一委員、諸井真英委員、小谷野五雄委員、

金野桃子委員、並木正年委員、塩野正行委員、西山淳次委員、田並尚明委員、

守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]

金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、藤岡麻里地域包括ケア局長、

和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、

佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、

播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、

鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、

松井明彦こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第90号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち福祉部関係	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

永瀬委員

- 1 児童扶養手当受給者に対して、可能な限り6月までに支給すると示しているが、適正に支給するため、どのような方法で支給を考えているのか。
- 2 家計急変の受給者に対して、「4 スケジュール」では可能な限り速やかに支給と示されているが、目途はいつか。
- 3 正確な支給のための対策をどう考えているか。
- 4 ひとり親世帯に限定して支給するということだが、支給による効果をどう考えているか。
- 5 今回対象となるひとり親世帯以外の低所得世帯全般への支援について、今後どのような支援を考えているか。

少子政策課長

- 1 議案が可決された場合、システム改修が必要となるため、速やかに改修契約を締結し、短期間で改修を行う。その後、国からの贈与契約に該当するため、対象となるひとり親世帯へ通知を送付し、支給を予定する50,000円の受取意思について、受給を希望しない方のみ回答いただく形で、おおむね23日頃までに確認したいと考えている。その後、支出のための事務手続を踏まえて、30日に対象者口座へ振り込むことを考えている。
- 2 締切日の関係もあるが、申請からおおむね1か月以内に、申請者の口座へ振り込むよう手続を進めている。
- 3 県が担当する町村分の支給については、町村窓口が申請を受け付け、取りまとめを行う。県は、町村から提出された申請について、給付作業を進めていく。
- 4 国の試算では、エネルギー部分の物価について、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年平均から2022年2月をみると、児童扶養手当受給世帯に近い所得層の負担額が28,579円上昇している。所得が低い方ほど、収入に占めるエネルギーなどの負担割合が高い傾向にあり、県として今回の支給は一定の効果があると考えている。

社会福祉課長

- 5 市町村では、住民税非課税世帯へ100,000円給付する制度が令和4年度非課税世帯に対しても実施されることになったため、順次手続を進めていると伺っている。また、県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付については、8月末まで申請期限が延長されている。そのほか、支援員が伴走支援する生活困窮者の自立支援制度など、様々な制度を活用しながら、自立できるよう支援していく。

委員長

マイクで音を拾いづらいため、発言は少し明瞭に願います。

小久保委員

福祉資料2の「1 支給対象者等」の②では「新型コロナウイルスの影響を受けて家計

が急変した者等」と示されており、説明では「等」には、家計急変世帯と公的年金受給者が該当するということだが、それぞれどのように積算しているのか。

少子政策課長

家計急変については、令和2年度の実績数値329人に対して、10%程度増加することを見込み、363人としている。また、公的年金受給については、令和2年度実績257人におおむね10%を加えて283人としている。

小久保委員

公的年金受給者について、福祉資料2「4 スケジュール」では、要申請となっている一方、児童扶養手当受給者については、申請不要である。公的年金受給者は、なぜ要申請なのか。また、受給者、また実施主体者ともに申請確認は、負担増にならないのか。

少子政策課長

県では、公的年金受給者に関する振込データなどの各種データを有しておらず、申請を通じて、市町村の窓口からデータを提供いただく作業が必要になってくる。今回の給付金において、県はひとり親家庭の児童扶養手当受給者を担当しているが、既にこれらのデータを県で有している。今回の給付は、可及的速やかに6月30日までの振込を想定しており、まずは児童扶養手当受給者、そして申請のあった方々に速やかに振り込みたい。

小久保委員

公的年金受給者については、障害年金、遺族年金、老齢年金という方々であり、負担増にならないように、しっかり、速やかに対応をお願いしたい。なお、今回の家計急変世帯については、ひとり親の収入で算定すると伺っている。現在の物価高騰等による家計の必要経費を考えると、必要経費を差し引いたひとり親の所得での算定こそ必要だと考えるが、なぜか。

少子政策課長

児童扶養手当支給の算定と同様であるが、扶養人数に応じた基準額が設定されており、収入から給与所得控除などの必要経費を差し引いた所得額が基準額未満である場合に支給対象となる。収入から必要経費を差し引いた所得額で算定するという各制度設計になっていると認識している。

小久保委員

主な事業目的である低所得、困窮世帯に対する県事業としては、給付に関連して、債務整理、自己破産世帯の給付があり、現在、埼玉県社会福祉協議会が申請窓口となっている緊急小口資金、総合支援資金のコロナ特例貸付については、貸付利用者の債務整理、自己破産が、この2年で大幅に増加している。債務整理受任通知受理件数は、令和2年度297件、令和3年度694件の計991件であり、自己破産件数は、令和2年度39件、令和3年度321件の計360件となっている。また、返済が来年1月から開始されることから、貸付利用者の困窮の深刻度が懸念されている。そこで、この物価対策として、国からの交付金活用、若しくは一般財源による本県独自の債務整理、自己破産世帯の給付についても、何らかの対応を考えているか。

社会福祉課長

特例貸付については、実施主体で債権者である県社会福祉協議会が本年3月に債権管理センターを設置し、様々な返済に関する相談を受ける中で、その世帯が困窮している状態、苦しんでいる状態が把握できるようになった。特例貸付については、償還免除の制度があるので、非課税世帯については免除がされるほか、返済が困難と認められる世帯については、県社会福祉協議会の職権による免除の手立てがあるが、それだけでは救われない世帯もある。生活困窮世帯は、収入があっても借金があっても生活が回らない世帯や、債務整理を進めている世帯、そもそも収入が低い、収入がないという世帯などその状況は様々であり、個別の状況にしっかり寄り添って支援をしていく。例えば、自立相談窓口の支援員に支援プランを作ってもらい、場合によっては生活保護の機関につないでいくなどの寄り添った支援をしていくことが重要と思う。そのため、給付金のような一時的、一律的なものよりも個別の福祉的支援が、現段階では有効なものではないかと考える。今後、物価高騰の影響で生活困窮の状態が非常に深刻になる可能性もあることを踏まえて、現場の声に丁寧に耳を傾けて、給付金も含めて、どのような支援が生活再建に資することができるのか、調査研究していく。

小久保委員

給付を含め、現場の動向を注視しながら、しっかりとした対応をお願いしたい。(意見)

守屋委員

- 1 給付金の金額は、当初国会での提案では50,000円よりも高かったと思うが、なぜ50,000円という金額設定なのか。
- 2 新型コロナの影響を受けて家計が急変した方は、申請しなければならないということだが、期限を過ぎて生活急変した人の場合はどうするのか。
- 3 申請してから1か月ぐらいで振り込みたいという答弁があったが、周知を徹底しないと分かりづらいと思う。早く振り込むための体制等をどうするのか。

少子政策課長

- 1 所得が低い方ほど、エネルギー費などの生活に係る経費が、全体の所得に対して、大きな割合を占めている傾向にあり、こうした資産を踏まえて、50,000円という設定になったものと考えている。
- 2 今回の給付金については、国から今年度中に支給を終了するという期限が設定されている。申請からおおむね1か月以内に振り込むことを想定しており、2月末頃までの申請分について、3月末までに振り込むスケジュールとしている。それ以降のものについては、今回の予算に該当しないと考えている。
- 3 周知は、県としても一つの課題だと思っており、県や町村の広報媒体、ホームページ、SNS、紙媒体を利用することに加え、福祉事務所、町村窓口、民生委員も含めて、できる限りの方に協力をいただき、しっかりと広報をしていきたい。

守屋委員

子育て生活支援の給付金の支給広報では、各自治体の広報で発信していくということだが、要申請の対象者に対しては、それだけでは伝わらないため、チラシを作成し、周知していくことが大事と考えるがどうか。

少子政策課長

チラシも作成を予定しており、各所への配架などを通じて、しっかりと伝わるよう
取り組んでいく。

【付託議案に対する討論】

なし